

問題パート④(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには()に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

- ① 特定保税承認を受けている者が貨物管理を行う届出蔵置場については、最高責任者を指定しているため、届出以外の保税蔵置場及び指定保税地域に係るCPについては、総合責任者は特段、指名等を行う必要はない。(×)

理由:最高責任者は、あくまで届出蔵置場に関する役職であるため、届出蔵置場以外の保税地域における貨物管理を行う場合には、CPに読替規定又は新たに指名するなど、総合責任者を明確にする必要があります。

- ② 外国貨物を蔵置する場合には、別の貨物と区分するとともに、「さし札」を付することになるが、さし札の記載事項としては、「船名」、「品名」、「個数」、「数量」を網羅していればよい。(×)

理由:「さし札」の記載事項は、上記のほかに、「搬入年月日」を記載する必要があり、また、貨物情報がある場合には、「貨物管理番号」を記載していただくと助かります。

- ③ 保税台帳をNACCS管理資料としている場合において、停電により、配信データが消失していた場合、不可効力であるため、記帳義務違反とはならない。(×)

理由:不可抗力であっても、配信されたNACCS管理資料が保存されていない場合には、記帳義務違反となります。そのため、基本通達34の2-4(1)イの中で、「バックアップ・データを保存する等、情報の消失がないよう十分な措置を講じる」と規定しています。

- ④ 内部監査は毎年、実施し、その都度、結果を税関へ提出する必要がある。(○)

理由:基本通達34の2-9(7)等において、内部監査を実施した都度、その結果を税関へ提出することとなっています。

- ⑤ 保税蔵置場の許可を受けている者の役員は、関税法に違反する行為をしなければ、他の法律に該当するような行為をしても特段、保税業務に影響はない。(×)

理由:関税法第43条第3号又は6号に規定するような行為があった場合には、保税蔵置場の許可の取消しや搬入停止という処分を受ける可能性もあるため、他の法令も遵守していただくことが重要となります。